

医療機関・薬局が電子処方箋管理サービスを導入する場合の補助について

◆令和5年3月31日までに電子処方箋管理サービスを導入した医療機関・薬局

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月 4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
補助内容	162.2万円を上限に補助 (事業額の486.6万円を 上限にその1/3を補助)	108.6万円を上限に補助 (事業額の325.9万円を上 限にその1/3を補助)	9.7万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその1/4を補助)	19.4万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその1/2を補助)

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

◆令和5年4月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入した医療機関・薬局

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月 4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
補助内容	121.7万円を上限に補助 (事業額の486.6万円を 上限にその1/4を補助)	81.5万円を上限に補助 (事業額の325.9万円を上 限にその1/4を補助)	7.7万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその1/5を補助)	12.9万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその1/3を補助)

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

◆補助金の申請開始

令和5年2月以降を予定しています。

◆補助金の申請条件・手続き等

補助金申請の前提となる条件や具体的な手続き等は決定次第、医療機関等向けポータルサイトにてお知らせします。